



生涯学習
マスコット
マナビィ

生涯学習のまじり

ま
な
び

響きあい
共に育つ
「人づくり」

成人式事業

平成24年8月15日(水)
美郷町公民館にて開催!

対象:平成3年4月2日～平成4年4月1日生まれ

新成人が一堂に集い、交流することで刺激を受け、仲間とともに地域に根ざした活動をするきっかけづくりとなるよう、成人式を毎年開催しています。今年は「飛躍～未来のその先へ」をテーマに、実行委員が主体となり準備をすすめています。



当日上映する
記念映像を作っています。



成長した新成人たちの現在の姿を通して「人と人との強い結びつき」を感じてもらえるような映像作品を目指しています。当日の上映をお楽しみに!

新成人のお越しを、心からお待ちしております

※対象者には案内文を送付しています。まだ届いていない方は下記までご連絡ください。

ブログも公開中です!
「すきです美郷 ー生涯学習情報ー」
アドレス http://blog.livedoor.jp/misato_gakushu/

問い合わせ 町教育委員会 生涯学習課
社会教育班 ☎0187(84)4915

六郷、仙南出張所

土日祝日も夜7時まで
利用できます!

出張所の業務時間 / 8:30～19:00

出張所の休業日 / 毎週月曜日
(国民の祝日にあたる場合は翌日)、
12月29日から翌年1月3日

8月の休業日は

6月 13月 20月 27月 9/3月

六郷出張所
(美郷町学友館)

☎ 0187(84)4904
☎ 0187(84)4040
FAX 0187(84)3763

仙南出張所
(美郷町公民館)

☎ 0187(84)4915
☎ 0187(83)2280
FAX 0187(83)2451

出張所ではこのような
業務を行っています

右記の
証明書の
発行

- 戸籍関係証明書 (戸籍抄本・戸籍謄本など)
- 住民票
- 所得証明書
- 非課税証明書
- 軽自動車税納税証明書
- 土地建物その他の証明 (資産証明書等)
- 身分証明書
- 印鑑証明書
- 課税証明書
- 納税証明書
- 合併証明書

税や
使用料の
収納

- 町税の収納
- 町営住宅使用料の収納
- 保育料の収納
- 上下水道使用料の収納

その他

- 死亡届・死産届の受理
- 埋火葬に関する手続き
- 町税や各種使用料の納付書の再発行
- 国民健康保険証等の再発行
- 各課への文書等の取次ぎ

次の届出は出張所では
取り扱っていません

※役場住民生活課に届出してください。

住所に関する届出

- 転入届
- 転出届
- 転居届
- 世帯主変更届

戸籍に関する届出

- 出生届
- 婚姻届
- 入籍届
- 離婚届
- 転籍届
- 養子縁組届 など

※土日祝日または夜間にあたる場合は、役場日直または宿直に届出してください。

印鑑の登録に関する届出

- 登録
- 改印
- 廃印
- 登録証の再発行

国民年金からのお知らせ

20歳がスタート 国民年金

国民年金は、日本に住んでいる20歳から60歳までのすべての人が加入して保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。老後の所得保障はもちろんですが、障がいや死亡といった不慮の事故などにも備えるため、国民年金に加入しましょう。

加入手続きはどこでできますか？

住民票のある市町村の国民年金窓口または年金事務所です。

毎月の保険料はいくらですか？

平成24年度は月額14,980円です。保険料を前払いする「前納」制度を利用すると、保険料が割引されます。口座振替で前納すると、現金による前納よりさらに割引額が高くなります。

「所得が少ない」「学生のため所得がない」場合は

保険料免除制度、若年者納付猶予制度、学生納付特例制度を利用することができます。申請先は住民票のある市町村の国民年金窓口または年金事務所です。学生の方は在学証明書または学生証の写しが必要です。

保険料免除等の期間にケガや病気で障がいが残ってしまったら？

障害基礎年金を申請する要件の一つに「保険料納付」がありますが、免除等が承認された期間は保険料納付期間と同じ扱いとなります。保険料免除等の申請が遅れると、障害基礎年金が受けられない場合もありますので、早めに手続きしてください。

問い合わせ
町住民生活課 戸籍年金班
☎0187(84)4903(内線1405)

国民年金保険料の納付は「口座振替」が便利でお得です

下期6カ月分（10月分～3月分）の保険料を口座振替で前納する場合は、8月末までに申し込みが必要です。保険料は10月末に一括引き落としとなり、毎月現金で納付した時と比べて1,020円割引になります。

介護保険事務所からのお知らせ

要介護認定から介護保険のサービス利用まで

要介護認定の申請をして「要支援1・2」「要介護1～5」のいずれかの認定を受けた方は、介護保険のサービスを利用できます。

■「要介護1～5」と認定を受けた方

施設サービスを利用したい場合

入所を希望する施設に直接申し込みます。

※「要支援1・2」の方は利用できません。

在宅サービスを利用したい場合

①居宅介護支援事業所に連絡して、ケアプラン（居宅サービス計画）の作成を依頼します。

※居宅介護支援事業所は介護保険事務所ホームページまたは美郷町役場福祉保健課、介護保険事務所にある一覧表でご確認ください。

②担当のケアマネジャーにケアプランを作成してもらいます。適切な介護サービスを利用できるように相談しましょう。

※サービス提供事業所との連絡・調整はケアマネジャーが行います。

③ケアプランに沿って在宅サービスが始まります。

介護情報はOS介護ネットから
<http://www.oskaigonet.or.jp/>

■「要支援1・2」と認定を受けた方

①初めてサービスを受ける方は地域包括支援センターに連絡して、介護予防ケアプラン（介護予防サービス計画）の作成を依頼します。これまで介護サービスを受けていた方で「要支援1・2」と認定された方は担当のケアマネジャーに相談してください。

②担当のケアマネジャーに介護予防ケアプランを作成してもらいます。適切な介護予防サービスを利用できるように相談しましょう。

※サービス提供事業所との連絡・調整はケアマネジャーが行います。

③介護予防ケアプランに沿って在宅サービスが始まります。

問い合わせ

介護保険事務所 認定審査班
美郷町役場 福祉保健課地域包括支援班
(美郷町地域包括支援センター)

☎0187(86)3912
☎0187(84)4907